

議案第18号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが定める料 金の上限の変更の認可について

次のとおり地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務に関する料金の上限の変更に係る認可について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第2項の規定に基づき、本議会の議決を求める。

平成26年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更の内容

区 分	単 位	変 更 後	変 更 前
建物使用料			
・会議室使用料	1時間につき	1,428円	2,380円
・上記以外の建物 使用料	1平方メートル当たり 1月につき	830円	1,360円

2 変 更 日

平成27年4月1日